

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岩手県北上市村崎野14地割63番地3

氏 名 株式会社スパット北上 代表取締役 千葉 智英

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

県南広域振興局長 佐々木 隆



許可の年月日 令和 3年10月30日

許可の有効年月日 令和 8年10月29日

## 1. 事業の範囲

## (1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ・鋳さい
- ・がれき類
- ・ばいじん

以下余白

## (2) 積替え・保管を含むもの

有

取扱う産業廃棄物（水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・廃油
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）

(以下、裏面記載)

及び陶磁器くず  
・がれき類  
以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ別表のとおり  
以下余白

3. 許可の条件  
以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 3年10月30日 当初許可

平成 8年10月30日 更新許可

平成11年 3月16日 変更届出書受理（本店所在地を岩手県北上市本石町一丁目5番28号から変更したこと。）

平成12年 6月 1日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に紙くず、繊維くずを追加したこと。）

平成13年10月30日 更新許可

平成16年 1月29日 変更届出書受理（本店所在地を岩手県北上市鍛冶町二丁目14番29号から変更したこと。）

平成17年 8月23日 変更届出書受理

（1）名称を株式会社八重樫組から変更したこと。

（2）代表者を村田勝利から変更したこと。

平成18年10月30日 更新許可

平成23年10月30日 更新許可

平成24年 9月28日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリを追加したこと。）

平成27年 3月19日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に動植物性残さ、銻さい、ばいじんを追加したこと。）

平成28年10月30日 更新許可

平成29年12月 7日 書換届出書受理（産業廃棄物の種類について、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨追記したこと。）

令和 元年 5月10日 変更届出書受理（本店所在地を岩手県北上市稲瀬町上台648番地から変更したこと。）

令和 元年 9月27日 事業範囲の変更許可

（1）廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類の積替え・保管を追加したこと。

（2）積替え・保管を含む産業廃棄物の種類について、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨を追記したこと。

令和 3年10月30日 更新許可

以下余白

5. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無  
以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無  
以下余白

（以下、2枚目記載）



別表（積替え・保管施設の概要）

【保管施設の概要】

所在地：岩手県北上市村崎野14地割63番3の一部、63番4、63番7、63番11の一部、63番14及び63番16

産業廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (m <sup>2</sup> )	保管体積 (m <sup>3</sup> )	保管重量 (t)	備考
がれき類（コンクリート廃材及びアスファルト廃材に限る。）	1.50	120.0	153.0	226.44	屋外保管
がれき類	—	48.0	72.0	106.56	屋内保管
廃プラスチック類	—	52.0	54.0	18.90	屋内保管※ <sup>1</sup>
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	—	52.0	54.0	54.00	屋内保管※ <sup>1</sup>
廃蛍光管（ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類の混合物（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）	—	6.7	8.0	2.90	屋内保管 鉄製コンテナ使用
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）	—	36.0	54.0	54.00	屋内保管
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）又はがれき類	—	48.0	72.0	72.00※ <sup>2</sup> 106.56※ <sup>3</sup>	屋内保管 廃石膏ボードとがれき類の同時保管は行わない
金属くず	—	15.0	6.0	6.78	屋内保管 金属メッシュかご使用
木くず	—	52.0	54.0	29.70	屋内保管※ <sup>1</sup>
紙くず	—	36.0	28.0	8.40	屋内保管※ <sup>1</sup>
繊維くず	—	36.0	28.0	3.36	屋内保管※ <sup>1</sup>
廃油	—	8.0	1.5	1.35	屋内保管 ドラム缶使用

※<sup>1</sup> 保管容量の範囲内で、鉄製コンテナ、金属メッシュかご及びフレコンバックを組合わせて使用

※<sup>2</sup> 廃石膏ボードを保管する場合

※<sup>3</sup> がれき類を保管する場合

以下余白